

株式会社大水 北部支社 受託契約約款

平成 26 年 4 月 1 日改定

平成 27 年 4 月 1 日改定

令和元年 10 月 1 日改定

令和 2 年 6 月 21 日改定

令和 4 年 4 月 1 日改定

(趣 旨)

第 1 条 大阪府中央卸売市場水産物部の卸売業者である株式会社大水北部支社（以下「会社」という。）が大阪府中央卸売市場（以下「市場」という。）において行う卸売のための販売の委託の引受は、大阪府中央卸売市場業務規程（昭和 5 2 年大阪府条例第 3 2 号。以下「業務規程」という。）、同規程施行規則（昭和 5 3 年大阪府規則第 3 9 号。以下「規則」という。）、その他関係諸法令によるほか、委託者との間に特約のない限り、本約款によるものとしします。

(会社の義務)

第 2 条 会社は、委託者のために、受託した物品の卸売を誠実にを行います。
2. 会社が本約款に違反して委託者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負います。

(委託者の義務)

第 3 条 委託者は、委託する物品については、次に掲げる事項に適合し、その商標信用を保証する責任を有するものとしします。
(1) 食品表示法に基づく品質表示基準（名称及び原産地表示等）
(2) 食品衛生法上の基準及び規格

(委託物品の引渡し)

第 4 条 委託者は、会社に対する委託物品の引渡しをすべて市場内の卸売場で行うこととしします。
ただし、会社と委託者の間で特約がある場合はこの限りでないこととしします。

(委託物品の受領)

第5条 会社は、委託物品の引渡しを受けたときは、委託者に対して、ただちに、その物品の種類、数量、等級、品質、受領のときにおける物品の状態及び受領の日時を通知します。ただし、受領の翌日までに売買仕切書を発送する場合は、売買仕切書の発送をもって受領の通知に代えることができることとします。

2. 前項の場合において、委託物品について、種類又は品質の相違、損敗、数量の不足等の異状を認めるときは、会社は、引渡しを受けた後遅滞なく、物品受領通知書又は売買仕切書に付記するとともに、写真の送付等の方法により、その状況を速やかに委託者に報告することとします。

ただし、委託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでないこととします。

(委託物品の保管)

第6条 会社は、受領した委託物品の販売が終了するまでは、その保管の責任を負うものとします。

2. 会社は、会社の責めに帰すべき事由によって委託物品の保管中に生じた腐敗損傷等委託者の受けた損害について、その賠償の責任を負います。

3. 会社は、委託物品の卸売に当たりその一部を見本に供した場合は、その見本に供した物品に通常生ずる品質の損傷若しくは低下又は減量等については、その責任を負いません。

(委託物品の手入れ等)

第7条 会社は、委託物品の性質に従い、その販売のため通常必要とする手入れ加工その他の調製をすることができるものとします。

(委託物品の検査)

第8条 会社は、委託物品の保管中その物品について国又は地方公共団体の検査を受けたときは、速やかに、その概要等を委託者に通知します。

(衛生上有害な物品等の受託拒否)

第9条 会社は、規則第46条号に掲げる受託拒否の正当な理由のいずれかに該当する場合は、物品の販売の委託を引き受けません。

2. 前項に掲げる物品について、販売の委託があったとき、又は国若しくは地方公共団体から売買を差し止められ、若しくは撤去を命ぜられたときは、会社は、開設者の指示に従って、これを処分することがあります。

3. 前項の処分によって生じた費用および損害は、すべて委託者の負担と

します。

4. 第2項の処分をしたときは、会社は、処分に関する開設者の証明書を添付し、速やかに、その旨を委託者に通知します。
5. 原産地が不明な場合は、受託を拒否することがあります。

(帳簿の閲覧)

第10条 会社は、委託者の請求があるときは、規則第22条の2第2項各号の正当な理由がある場合を除いて、営業時間中、いつでも販売の委託を受けた物品の販売に関する諸帳簿及び書類の閲覧の求めに応じ、かつ、質問に回答します。

(受信場所)

第11条 委託者からの会社に対する諸通信は、市場内の会社の事務所あてに行うものとします。

(送り状等の添付)

- 第12条 委託者が会社あてに委託物品を出荷する場合は、その物品の種類、数量、等級、品質、その他受領に関し必要な事項を記載した送り状又は発送案内をその物品に添付するものとします。なお、委託物品の運送を他人に委託する場合も同様とします。
2. 前項の送り状又は発送案内をその物品に添付しないときは、委託者は品質の相違、数量の不足又は委託先の不明等による受領の遅延について、会社に対抗することはできないこととします。

(委託物品の上場)

- 第13条 会社は、委託物品を、その受領後最初の卸売取引に上場するものとします。
2. 委託物品の上場順位は、同種物品の到着順によるものとします。
 3. 会社は、委託者に著しく損害を与えるおそれがあることその他相当の事由があると認めるときは、委託物品の全部又は一部についてその販売順位を変更することができることとします。

(販売方法)

第14条 委託物品の販売の方法は、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法のいずれかの販売方法によることとします。

2. 次の各号に掲げる場合であって、開設者の指示を受けたときは、せり売又は入札の方法によることとします。

(1) 市場における生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少した場合

(2) 市場における生鮮食料品等に対する需要が一時的に著しく増加した場合

(販売不成立の場合の処理)

第 15 条 会社は、委託物品について、その販売が不成立となった場合は、遅滞なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。

2. 前項の場合、委託者は会社に当該物品の返送又は廃棄を求めることができるものとします。

3. 前項の規定により、委託者の求めに応じて、会社が当該物品を返送又は廃棄した場合に要した費用は委託者の負担とします。

(指値等の条件)

第 16 条 委託者は、委託物品の販売について、指値（消費税及び地方消費税を含まない価格とします。以下同じ。）その他の条件を付することができることとしますが、その場合には、第 12 条第 1 項の送り状若しくは発送案内等に付記するか又はその物品の販売準備着手前までにその旨を会社に通知しなければならないこととします。なお、これらの通知がその物品の販売準備着手前までに到着しないときは、その条件がなかったものとみなすものとします。

2. 前項の指値その他の条件を変更しようとする場合は、前項の規定を準用することとします。

(指値の条件がある場合で販売不成立の場合の処理)

第 17 条 会社は、委託物品の販売につき指値その他の条件がある場合において、その条件どおり委託物品を販売することのできないときは、遅滞なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。

(再委託の禁止)

第 18 条 会社は、委託者の要求又は同意がなければ、他の卸売業者に委託物品販売の委託をすることはできないこととします。

(委託の解除等)

第 19 条 委託者による販売委託の解除又は他の卸売業者への委託替えの申込み

は、その委託物品の販売準備着手前に限り、会社は、これに応ずるもの
とします。

2. 前項の申込みに応じた場合においては、委託の解除又は委託替えに応
じたために要した費用は委託者の負担とします。

(会社に事故あるときの処置)

第 20 条 会社が卸売の業務の認定を取り消されたとき又はその認定に係る卸売
の業務を停止されたとき若しくは売買を差し止められたときは、未販売
の委託物品は、開設者の指示に基づいて処置するものとします。

(販売後の事故処理)

第 21 条 委託物品を販売し、これを買受人に引き渡した後において、買受人か
ら隠れた瑕疵があること又は数量、品質に著しい差異があること等を理
由として開設者が定める期間内に会社に対して販売代金の減額の申出が
あった場合であって、その申出について開設者が正当な理由があると認
めたときは、会社は、それに相当する減額をします。この場合、会社は、
開設者の証明書を添付して委託者にその旨を通知するものとします。

(委託手数料)

第 22 条 会社が委託者から収受する委託手数料は、生鮮水産物及びその加工品
は税抜卸売金額（せり売若しくは入札又は相対による取引に係る価格の
合計額とします。）に 100 分の 5.5 及び 100 分の 110 を乗じて
得た金額とします。

(委託者の費用負担)

第 23 条 委託物品の卸売に係る費用のうち次に掲げるものは、これらに係る消
費税額及び地方消費税額を含めて委託者の負担とします。

(1) 通信費（当該物品を販売するに当たって委託者等への連絡に要する
費用）

(2) 運送料（会社の当該物品の卸売場までの運搬費及び荷卸しに要する
費用）

(3) 売買仕切金送料

(4) 保管料（委託物品を冷蔵その他の方法により保管したためとくに経
費を必要としたときは、その費用）

(5) 調製費（手入れ加工その他の調製につきとくに経費を要したときは
その費用）

(6) その他会社が立て替えた費用

2. 委託手数料及び前項各号の費用は、委託物品の卸売金額（消費税及び地方消費税を含む金額とします。以下同じ。）から控除するものとします。

（売買仕切書の送付）

第 24 条 会社は、委託物品の卸売をしたときは、その卸売をした翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、価格（消費税及び地方消費税を含まない価格とします。以下同じ。）、数量及び価格と数量の積の合計額、当該合計額の 8%又は 10%に相当する金額、前条第 2 項の規定により控除すべき委託手数料及び費用の金額並びに差引仕切金額（「売買仕切金」とします。以下同じ。）を記載した売買仕切書を委託者に送付するものとします。

（仕切金の支払）

第 25 条 売買仕切金の送付は、特約がある場合を除き、委託物品の販売をした翌日（その日が金融機関の休業日にあたる場合は、直後の会社及び金融機関の同時開業日とする。）までに行うこととします。

2. 売買仕切金の送付に代えて、前項に定める期日までに委託者の要請等により売買仕切金を現金で支払う場合の支払場所は、市場内の会社の事務所とします。

（仕切金の精算）

第 26 条 委託者は、委託物品の卸売金額が委託手数料と第 23 条第 2 項の規定により控除すべき金額の合計額に満たないときは、会社に対し、速やかに、精算するものとします。ただし、委託者が引き続き販売の委託をする場合には、次回の委託物品の仕切計算に合算してこれを精算することができるものとします。

（再販売）

第 27 条 会社は、買受人が卸売を受けた物品の引取りを怠ったため委託物品を再販売したときは、その卸売金額によって仕切りを行うものとします。ただし、再販売によって差損金を生じたときは、最初に販売したときの卸売金額によるものとします。

（臨時開市等の通知）

第 28 条 臨時の開市及び休業その他委託者に重要な関係を有する事項については、ただちに委託者に通知するものとします。